

渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会設置要綱 (変更箇所表示)

(設置)

第1条 渥美半島（田原市・豊橋市）における農業被害の防止を目的とした野生イノシシの根絶に向けて、地域関係者一体となって捕獲を推進するため、渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 渥美半島（田原市・豊橋市）における野生イノシシの捕獲に関すること
- (2) その他渥美半島（田原市・豊橋市）における野生イノシシの捕獲に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 会長は、愛知県農業水産局農政部 農業振興課 野生イノシシ対策室長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県環境局環境政策部 自然環境課長をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、愛知県農業水産局農政部 農業振興課 野生イノシシ対策室に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。

別表 構成員

構成員	◎ 愛知県農業水産局農政部 農業振興課 野生イノシシ対策室長 ○ 愛知県環境局環境政策部 自然環境課長 愛知県農業水産局 畜産課 家畜防疫対策室長 愛知県東三河総局 環境保全課長 愛知県東三河農林水産事務所 農政課長 愛知県東三河農林水産事務所 農業改良普及課長 愛知県東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課長 愛知県農業総合試験場 普及戦略部戦略統括室長 豊橋市 環境部環境保全課長 豊橋市 産業部農業支援課長 田原市 市民環境部環境政策課長 田原市 農林水産部農政課長 狩猟連合田原 会長 狩猟連合豊橋 会長 理事 豊橋農業協同組合 営農部畜産課長 愛知みなみ農業協同組合 畜産部養豚課長 岐阜大学応用生物科学部 鈴木 正嗣教授
-----	---

※ ◎は会長を、○は副会長を表す